

## 負の所得税とBI

所得税の納入免除の所得水準などの一定の水準を下回る所得の世帯に対して、一定の割合での所得補填のための税制度上の給付金を負の所得税と呼ぶ。(いわばマイナスの税給付)

この所得補填の制度は 1943 年、社会配当（ワークテスト付きの週払いの給付）を最初に提示したライズ・ウィリアム女子（イギリス）の構想から端を発していると言う。彼女は当時のイギリスの失業保険の給付金と平均賃金の関係が、その差が少ないと労働へのインセンティブを疎外し、失業給付を下げると差を大きくすると最低生活を保障できないというジレンマを抱える事に対して、普遍的な賃金補填の制度、社会配当を構想している<sup>1</sup>。

時あたかもベヴェリッジ報告が出されたが、彼女はそれでは女子と子供にとっては貧困を防止できないとして、給付対象を貧困者と病人だけに限定しない「新しい社会契約」を対案となし、この中でワークテストを伴う条件付きの週払いの給付を提唱した。

この案は「税と給付の統合を支持していた点において、彼女は BI の歴史の中で重要な役割を果たした<sup>2</sup>」と評価されているように、税と社会保障給付の一元的把握と言う点で新しい構想であった。この構想がフリードマンにも一部影響をあたえたものとされる。

1960 年代になり、アメリカの「貧困との戦い」の中で、フリードマンが「負の所得税構想」を提示して急進右派に人気を博した<sup>3</sup>が、その機能は全ての人の低賃金を補填する所にあったという。この構想は、救貧政策を国民保健に置き換えて新しいシステムとなし、「細分化された給付システムを、ベヴェリッジが一つの一貫したものに変えた」ように、福祉国家における税制度と社会保障給付のシンプル化をはかり、現行のシステムに変わる新しいシステムとなり得ると理解された。

しかし負の所得税構想は世帯単位の事後的救済であり、低賃金の補填なので、働けば働くほどに給付は減少し、「失業と貧困の罠」「スティグマ性」と言う福祉国家政策のジレンマを解決できないであろうと指摘されている<sup>4</sup>。

---

1 大野吉輝 「社会配当金と負の所得税」P1 <http://ci.nii.ac.jp/naid/110000418967/08/04/01>

2 トニー・パシフィック著 武川正吾 菊池英明訳『自由と保証』P50 2005年5月

3 同上 P98

4 トニー・パシフィック著 武川正吾 菊池英明訳『自由と保証』同上 P113, 小沢修司『福祉社会と社会保障改革』P125 高菅出版 2002年10月